

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

第90回 理事会の焦点

配車不足の地域と時間帯を自ら埋めていく

開催日時 3月18日(月) 午後2時

場所 日個連会館

決議事項

- 令和6年度事業計画承認の件
- 令和6年度収支予算承認の件
- セーフティドライブ・コンテスト参加に関する件

理事会冒頭、櫻井会長から「日本交通で日本型ライドシェアドライバーの募集をかけたところ、400名の募集に対し1万人近い応募があったということです。これはタクシーが不足する地域・時期・時間帯において法人タクシー事業者が運送主体となって地域の自家用車・ドライバーを活用する「自家用車活用事業」です。4月の開始に向けて、この許可基準等が決定・公表されれば、この人数より減るだろうと予想されますが、現時点での興味の高さがうかがえます。

先行して、国交省からタクシーの不足地域・時期・時間帯・不足車両数が公表されました。特別区・武三地区における車両数が不足する曜日及び時間帯として、月～金曜日の7時～10時台、金・土曜日の16時～19時台、金曜日の24時～翌4時台、日曜日の10時～13時台でした。特別区・武三地区内で特に配車が足りないとしてい

るのは世田谷区、渋谷区、目黒区、文京区、新宿区です。我々がこの時間帯・地域の仕事を一件でも多くとっていくことがライドシェアに立ち向かうためには大変重要です。皆さんのご協力をお願いします」と挨拶がありました。

70歳未満の運転免許更新が完全予約制に

2月1日以降、70歳未満の方の運転免許更新手続きが完全予約制になりました。更新連絡はがきに「予約用ID(16桁)」が記載されています。予約方法は「WEB予約」または「自動音声予約ダイヤル」の2種類あり、「予約用ID」を入力して場所・日時等を選択して事前予約します。予約完了後に表示若しくはアナウンスされる「QRコード」または「受付番号(12桁)」が更新当日に必要になります。当日、予約時間に遅れた場合は、手続きできない場合があります。予約は代理でも可能です。

特別区・武三地区において

備え付け地図は電子地図が必須に

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部改正に伴い、特別区・武三地区においては、事業用自動車に備え付けが義務化されました。



れている地図については、「電子地図(GPS機能及びナビゲーション機能等)を有するもの」とされ、製本地図が除かれました。これにより、電子地図が必須となります。なお、多摩地区においては従来と変更ありません。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

都内個人タクシー現況 (令和6年3月1日現在)

許可事業者数 9,426名
(特別区、武三9,069名 北多摩127名 南多摩230名)
傘下事業者数 9,026名
(特別区、武三8,673名 北多摩124名 南多摩229名)

※集計方法は運輸行政と異なります。

令和6年度事業計画書 一部抜粋

I 安全輸送を確保するために必要な事業

「事業用自動車総合安全プラン2025」の人身事故等の削減目標達成へ向けた輸送の安全確保の取り組み及び安全運行指導員制度の推進による安全輸送体制の確立とともに、交通事故防止対策の推進及びドライブレコーダーの全車装着に向け更なる普及促進と映像の活用、及び「個人タクシー事業の法令遵守の徹底及び事故防止対策」の確実な実行。他

た取組パッケージ案を強力に推進し、個人タクシー新規参入における優秀資格者の確保と指導教育の充実・定年制のない80歳未満の事業者の譲渡譲受申請における支援。他

優良タクシー乗り場への不正入構、マスタブ制度における不正表示、飲酒・酒酔い又は酒気帯び運転、無免許運転、無車検運行、タクシーメーター検定不受検等、個人タクシー事業者としてあるまじき行為の撲滅。他

II サービス向上・資質向上・輸送秩序の確立のために必要な事業

接客サービス向上等の適正営業に向け、優良個人タクシー事業者認定制度（マスタブ制度）の趣旨の徹底と推進、認定基準の円滑な実施、称号標の適正表示の徹底、参加率の更なる向上、スキルアップ研修の推進。他

環境保全対策として、ハイブリッド車、電気自動車等の低公害車への代替促進、タクシー事業におけるグリーン経営の推進及びこれらに関する最新情報の収集と提供。他

新規許可・譲渡譲受認可申請事務取扱要領集の活用による申請事務の推進。他

III 事業者の相互扶助を図るための共済事業

1. 良質な輸送力の確保対策について
個人タクシーが抱える課題解決に向け

2. 利用者へのサービス向上対策について
接客サービス向上等の適正営業に向け、優良個人タクシー事業者認定制度（マスタブ制度）の趣旨の徹底と推進、認定基準の円滑な実施、称号標の適正表示の徹底、参加率の更なる向上、スキルアップ研修の推進。他

3. 街頭営業の適正化と基本対応励行の推進について
一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備

4. 行政方針、通達等の周知及び協会の機関紙等の刊行と広報活動について
5. 事業者のために行う経営改善の指導及び事業用資材対策について

IV 事業者のたために行う関係官庁等への事務代行事業

6. 一般乗用旅客自動車運送事業に関する調査研究並びに統計事務の整備

V その他
ライドシェア新法（米国型ライドシェア）制定の断固阻止の継続的取り組み。他

以上、事業者の一人ひとりが危機感を共有し、個人タクシーブランドを守るための使命を果たすべく、一路邁進して頂きたいと切に願います。

令和6年度収支予算書

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで (単位:円)

Table with 4 columns: 科目, 当年度, 前年度, 増減. Rows include categories like 一般正味財産増減の部, 経常増減の部, 経常費用, etc.

個人タクシー許可書・認可書交付式

2月21・22日の2日間にわたり、個人タクシー会館にて関東運輸局による「個人タクシー許可書・認可書交付式」が行われ、東京では新たに103名の事業者（うち新規許可者41名）が誕生しました。

式の間頭、関東運輸局東京運輸支局栗田英樹次長から、以下の言葉がありました。

「訪日旅客も2千万人を突破するなど観光需要が急速に回復し、明るい兆しが見えはじめたところであり、個人タクシー業界においては、外国語通訳サポートや運賃決済の多様化など、タクシーの活性化に積極的に取り組んでいるところであります。日本のタクシーの評価は世界でも総合的に高いものとされており、また、その評価が維持・継続されるよう、皆様のご協力をお願いしたいと思います。」

また、ご承知の通り、輸送の安全・安心は、公共交通機関であるタクシーにとつて最大の使命であります。皆様方におかれましても、健康診断の受診等、ご自身の健康管理に十分留意していただいているかと思いますが、ひとたび事故を起こせば、乗客や他の交通、さらにはご自身の大切なお身体ばかりか、ご家族にも多大な影響を受けることになり、ご自身の健康増進・管理を確実に実施し、誰もが安心して利用できる公共交通機関として一人ひとりが安全のプロフェッショナルとして高い意識を持ってハンドルを握っていただければと思います。



方部にUターンなどを活用する制度が施行されるなど、個人タクシー事業者の活躍の場も増えております。タクシー事業が地域の公共交通としての機能を十分に発揮できるよう、皆様にも業界

認可者の喜びの(声)

都営協・東部支部

西嶋 孝之さん (43歳)



観光に係る仕事を探していた際に「観光タクシー」の存在を知り、自身自身に向いているのではと思いタクシーという仕事を選びました。70歳

過ぎてても無理なく仕事を続けたいと考えていた時、勤務に関する選択の自由が個人タクシーの方が多く感じたので個人タクシーを目指すようになりました。これからは個人タクシーという仕事を通して社会や地域に貢献していきたいと思ひます。

東個協・足立第二支部

原田 勇輝さん (41歳)



元々残業や休日出勤の多い仕事についていたため、自由な時間で仕事をする個人タクシーに魅力を感じ、最初から個人タクシーになることを目標に頑張ってきました。妻も「無理はしないで、事故・違反がないように」と声を掛け応援してくれたことに感謝しています。これからもお客様にまた乗っていただけるような、乗り心地の良い空間を提供できるドライバーでいたいと思ひます。

職業が魅力あるものとなり、取りう、皆様が模範となりまして、取り組んでいただければと思ひます」

計報

2月 1月

Table with columns for Name, Affiliation, Age, and Illness. Lists members like 初田友明, 藤澤一策, etc.

行政処分状況

Table with columns: 処分日, 氏名, 住所, 処分内容, 違反事項, 違反概要, 点数. Shows a violation on 1/10 by 鈴木孝佳.

不適正営業集計表 (街頭営業適正化指導規程)

Table with columns: 発生日, 警告事案, 処分事案, 処分事案(加重), 合計. Shows 6 warnings and 3 penalties in Dec 2025.

処分事案対処報告書 (街頭営業適正化指導規程)

令和6年1月報告分

Table with columns: 会員, 団体名, 氏名, 年齢, 発生日, 発生場所, 対象行為, 加重, 処分内容. Lists specific violations like '進入禁止無視'.

※処分事案は会員団体に処分を要請し、令和6年1月中に処分内容の報告があったもの ※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

優良運転者表彰(タクセン) 受付が開始されます

東京タクシーセンターの行う優良運転者表彰の受付が始まります。継続勤務期間は法人タクシー運転者としての勤務期間を通算して取り扱われますので、表彰資格をクリアしている事業者については、所属団体長が積極的に推薦し、受賞されますようお願いいたします。

優良タクシー乗り場への入権資格を得られます。

● 推薦期間：4月1日から5月末日まで

● 表彰の時期：原則として11月

優良運転者表彰基準等

表彰区分

- ・ 一般表彰 (5年表彰)
- ・ 10年表彰
- ・ 20年表彰
- ・ 30年表彰
- ・ 特別表彰 (40年表彰)

表彰対象運転者の資格

基準日：当該表彰年の3月31日

1. 基準日以前において、次の期間を特別区・武三地区内のタクシー運転者として継続して勤務していること。

- ・ 一般表彰 過去5年

- ・ 10年表彰 過去10年
- ・ 20年表彰 過去20年
- ・ 30年表彰 過去30年
- ・ 特別表彰 過去40年



2. 1. の期間において、タクシー業務適正化特別措置法及び道路運送法若しくはこれらの法に基づく命令の規定に違反する行為、「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」及び「個人タクシー事業者団体評価規程」並びに「個人タクシー事業者の指導及び苦情事案取扱規程」に定める評価対象事案がないこと、並びに「タクシー乗り場等適正運営の推進に関する規程」に定める事案の累積点数が2点以下であること。

- 3. 基準日以前において、次の期間に交通事故及び道路交通法違反がないこと。
- ・ 一般表彰 過去3年
- ・ 10年表彰 過去3年
- ・ 20年表彰 過去5年
- ・ 30年表彰 過去7年
- ・ 特別表彰 過去10年

※交通事故については、自己の責に帰すべき事由により、自動車の運行によって他人の身体、生命、財産を害した事故とする。

4. 接客態度が良好で他の模範となる者であること。

- 5. 10年表彰にあつては一般表彰、20年表彰にあつては10年表彰、30年表彰にあつては20年表彰、特別表彰にあつては30年表彰を受賞していること。
- 6. 推薦に必要な書類(ただし、一般表彰にあつては功績調書及び履歴書を省略可)
- (1) 推薦書
- (2) 功績調書
- (3) 履歴書
- (4) 個人タクシー事業者許可書の写し、若

- しくは譲渡譲受認可書の写し
- (5) 在籍証明書(法人タクシーの勤務期間を加算する場合)
- (6) 無事故無違反証明書
- (7) 表彰候補者名簿
- ※有資格者は、積極的にご自分で確認を行い、申請をされるよう、お願いいたします。
- ※申請様式は当協会ホームページ、データライブラリー内の「各種申請様式」からダウンロードしてご利用ください。

令和6年12月1日更新者の事業者研修会日程表

【於 なかのZERO】

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

【開始：午後1時】

開催日	団体名			
令和6年 5月21日(火)	杉並支部 (54名)	世田谷第一支部 (44名)	世田谷第二支部 (20名)	世田谷第三支部 (20名)
	都心支部 (24名)	中野支部 (25名)	練馬支部 (91名)	文京第一支部 (21名)
	文京第二支部 (15名)	武三支部 (39名)	目黒第一支部 (23名)	墨東支部 (48名)
	杉並第二支部 (36名)	豊島支部 (39名)	墨田支部 (55名)	城南支部 (52名)
	新東京支部(東) (65名)	南多摩支部 (14名)	北多摩支部 (18名)	石神井支部 (27名)
	第一事業団支部 (85名)	東京相互支部 (22名)	東京旅客支部 (37名)	東部支部 (36名)
	朋友支部 (38名)	東友支部 (44名)	都民同盟 (28名)	東京西北協組 (19名)
	自交総連協組 (16名)	千住協組 (12名)	東京新足立協組 (24名)	第一多摩協組 (4名)
	町田協会 (1名)	東日本協組 (32名)		
令和6年 5月31日(金)	足立第一支部 (52名)	足立第二支部 (50名)	荒川支部 (43名)	板橋第一支部 (96名)
	江戸川第一支部 (57名)	大田第一支部 (53名)	葛飾第一支部 (40名)	葛飾第二支部 (62名)
	北支部 (61名)	北第二支部 (24名)	品川第二支部 (22名)	品川第三支部 (19名)
	渋谷支部 (24名)	新宿支部 (39名)	野方支部 (26名)	東支部 (26名)
	足立支部 (28名)	板橋支部 (44名)	江戸川支部 (40名)	東東京支部 (27名)
	亀戸支部 (11名)	交友協組 (17名)	城東支部 (38名)	事業団支部 (105名)
	城北支部 (58名)	新東京支部(日) (17名)	新中野支部 (31名)	全個人協議会 (13名)

※必ず公共交通機関をご利用してお越しください。

2,251名